

令和7年度 第1回長井市景観審議会 議事録

開催日時：令和7年6月3日(火) 10:00～11:30

開催場所：長井市役所 市民防災研修室（北）

出席者：名(委員7名、長井市2名、事務局4名)

■景観審議会委員 二宮正一委員、相羽康郎委員、加藤健太郎委員、工藤裕太委員、
高橋郁子委員、菅野昭浩委員、長谷部龍子委員(出席7名、欠席3名)

■長井市 齋藤環樹副市長、
観光文化交流課：木村真由美主査

■事務局（建設課）若月由紀建設課長、牛澤和樹補佐、佐原紗耶香係長、梅津柊也主事
傍聴者：1名

【次第】

- 1 開 会
- 2 長井市景観審議会委員委嘱状交付
- 3 副市長挨拶
- 4 委員・事務局紹介
- 5 長井市景観審議会について
- 6 会長及び職務代理人、審査部会委員及び審査部会長の選出について
- 7 協 議
 - (1)令和7年度景観事業計画について
 - (2)重要文化的景観について
 - (3)その他
- 8 その他
- 9 閉 会

【議事録】

- 1 開 会

- 2 長井市景観審議会委員の任命

副市長から出席した全委員へ委嘱状を交付した。

- 3 副市長あいさつ

市長は公務が重なり、出席できませんので代わってご挨拶を申し上げます。本日は大変お忙しいなかお集まりいただき、感謝申し上げます。また、委員の皆様には、日頃から当市のまちづくりについて、ご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

只今は、市長に代わり長井市景観審議会委員の委嘱状を交付させていただきました。委員就任につきまして、ご快諾を賜り重ねて御礼申し上げます。今後2年間、委員の皆様には長井市の景観施策などへのご指導ご助言をよろしくお願いいたします。

さて、皆様ご存じのとおり、長井市は四方を緑豊かな山々に囲まれ、市街地周辺に広がる田園風景と街中には、長い歴史の中で築き上げられた建築物等が多く点在し、それらが調和し市民の心を

和ませるとともに、訪れる方々にとって魅力的な風景として感じていただいているところでございます。これらの景観は、長井市にとって大きな財産であり、これらを保全するとともに新たな良好な景観を創造し、次の世代、さらにはその次の世代へと引き継ぐことが重要であります。

長井市景観計画、景観条例は、施行後今年度で14年目を迎え、これまで委員の皆様には、景観の取り組みに対し、貴重なご意見等をいただいております。更には、景観に影響を与える大規模な建物や工作物などを建設・建築する行為の届け出があった場合、その内容を審査部会で可否の審査をしていただいているところです。景観重要地区としてご審議いただいた、都市計画道路桐町成田沿い（いわゆる本町通り）の民間の店舗や事務所等の建設もひと段落し、県整備事業も令和5年度末で完了したことで、電柱が無くなってすっきりとした街路が一層中心市街地の景観の美しさを際立たせているところでございます。

また、平成30年2月には、「最上川上流域における長井の町場景観」が国の重要文化的景観に選定されました。舟運文化の集積の高い「宮区域」「小出区域」「最上川区域」を流通往来・水利用・居住に関する重要文化的景観区域と位置づけ、良好な景観の保全を図っておるところです。

結びになりますが、長井市では今後も景観計画や景観条例をもとに、既存のまちなみや自然との調和を図り、景観資源の保全と活用に努めて参りますので、皆様のご指導・ご鞭撻を引き続き賜いますよう、どうぞよろしくお願い申し上げます。

4 委員及び長井市並びに事務局員の紹介

建設課長から各委員と長井市及び事務局を紹介。

5 長井市景観審議会について

別添1～4に基づき、事務局より説明。

（委員）

別添4 長井市景観計画概要版の13ページ（5）手続きの流れについて、本町・中央まちづくり協議会は令和6年度末で解散したが、手続きの担当欄に協議会名が記載されていることは誤りか。修正を行う必要があれば、文言をすべて削除するのではなく「平成23年度から令和6年度まで」と一言加える形が良いのではないか。

（事務局）

誤りであるので次回改定時に修正する。なお、届出・報告については、（今までも協議会から景観審議会が委任を受けて審査する形としていたが）引き続き、景観審議会に担っていただくことを考えている。

（委員）

この（長井市の）仕組みは非常によく出来ていて、山形市の場合は協議会が無くなってしまおうと、無償で元委員会のメンバーにお声がけして集まって審査しているようだ。一方で、名古屋市の場合は、きちんと部会など対応できる組織があるので、協議会が無くなっても組織として対応できるという面がある。

6 会長及び職務代理人、審査部会委員及び審査部会長の選出について

（1）会長及び職務代理人の選出について

会長の選出を行い、二宮委員が会長に承認された。

職務代理人の選出を行い、会長から相羽委員が指名され、承認された。

(会長挨拶)

高度経済成長後、山中にゴミ処理場ができるなど、「リサイクル、ダイオキシン等の問題」が浮き彫りになり、長井市としても、レインボープランやダイオキシンの条例を施行し、環境先進都市として取り組んできた経過がある。国で一番上位の法律として景観法を整備し、これに関する許認可は都道府県ですることになっている。長井市は景観行政団体（山形県では長井市のほか、現在5市町が景観行政団体となっている）として、県から景観施策として独立したため、独自の目標を持ち、きめ細やかに取り決めができる。重要文化的景観も景観行政団体でないと国の選定を受けられない。景観法があり、景観行政団体があり、そして重要文化的景観の選定を受けている。長井市も段階を踏んで取り組んできた。景観条例ということで具体化して10数年過ぎてるということなので、今後の動向を鑑み、景観特性を生かした行政にこれからも協力できたらと思っているので、よろしくお願いいたします。

(2) 審査部会委員及び審査部会長の選出について

審査部会委員の選出を行い、二宮委員、相羽委員、加藤俊昭委員、小幡委員、加藤健太郎委員の5名が部会委員に承認された。

審査部会長の選出を行い、二宮委員が部会長に承認された。

職務代理者の選出を行い、会長より相羽委員が指名され、承認された。

7 協 議

(1) 令和7年度景観事業計画について

資料1に基づき、事務局より説明。

(委員)

長井橋を西側に進んだ交差点にある看板の集合体について、現行の看板の届出対象行為の規模が不適であることから見直しを行う、という解釈で問題ないか。

⇒ (事務局)

令和7年3月の景観審議会でご意見を頂戴していた件である。

現行の看板の届出対象行為の規模は高さ10m以内、建築面積が500㎡以内であるが、単体であれば対象外の規模であるため、看板が設置されてしまっているという事例である。

「不適」というわけではないが、看板1つであれば届出対象行為にならずとも、集合して設置されることで景観に影響を与えることが考えられることから、届出対象行為の見直しができないかと考えている。

(会長)

この件については、昨年度最後の審議会でご意見が出た。小さい広告でも集合することでの影響力は大きい。今までは網掛けがメインの景観施策であったが、個別の事案に対しても目を向けていかなければいけない。

また、(景観を見るための)視点場の確保も大切であると考えている。

(委員)

周りの景色を見ながら運転してこなかった。西山の景観は素敵だと感じているので、通る際に目を向けていきたい。

(委員)

看板に届出を必要とすることはよいことであるが、「規制」という形をとらない運用の方が有難いと思っている。景観に配慮した結果、純粋な経済活動を制限する動きになってしまうと、という懸念がある。本町の時に若干そういうことがあった。個人的な認識だが、バイパスは色んな家電量販店が並んでおり、賑やかでそれはそれで良いのではという印象を持っている。全部で、全域で、規制をかけてしまうと息苦しさをを感じる方も多少いるので。バランスを見ながら、こうやって看板について協議できる環境でもあるので。色んな意見を踏まえて協議していければ。

(会長)

山形県では、経済同友会が山形景観賞として募集を行っている。その他、景観について規制についてばかりではなく、褒賞を設け、寄与した団体や個人に対して褒賞を与えることもよいと思う。

(委員)

景観のシミュレーションを行う際に、看板の設置者へのヒアリング調査を行うことで、看板設置に係る認識の擦り合わせを行えば、規制とせずとも落としどころを決めることも出来る。

(委員)

景観条例を市で定めてから14年以上経過しており、施行当時から状況も変わっているため、(都)長井海田線整備に係る課題も含め、新しい街並みの創造に向け協議できたらよい。

(会長)

そもそも建築基準の500㎡に設定した経緯として、他の市町と比較しながら、長井市は景観に影響を与えるような大きさの看板を設置されるような事例が少ないとの考えの基、設定した経過がある。

但し、景観重要地区指定を行っている本町エリアについては、建築面積10㎡超を届出基準としている。

⇒(事務局)

本町エリアは景観重要地区としての対象範囲を沿道から一筆分として捉えている。新築・増築についても基準を超える場合は届出の提出を求めている。

(委員)

景観審議会となれば適、不適の判断を明確に下すことができると思うが、その前段で、関係者でお互いに話し合う場を設けることで、景観の重要性に係る認識のずれをなくすことになると思うので、進めていただきたい。

(2) 重要文化的景観について

資料2に基づき、観光文化交流課より説明。

(委員)

長井市が重要文化的景観に認定された頃、道の駅に認定された旨の大きな周知用の横断幕を掲示していたと思う。今はどの辺りに掲示しているものか。

⇒(観光文化交流課)

文化的景観のエリア表記としては、道の駅のマップの方に表記としてあるだけになっている。大きな看板や上り旗は景観を阻害しかねないという観点から、もし実施するのであれば、ある程度エリアや構成要素に絞って示すことの出来るサイン表示は必要であるという課題は持

っている。その際は、文化的景観のエリアの中でどういうサイン表示をするのか、サイン計画を策定したうえで、表示を進めていくべきだと文化庁の方からも指導を受けているので、今後文化的景観というものを広く周知するためには必要なものだと捉えていきたい。

(会長)

かわまちづくりと重要文化的景観は非常に密接に繋がっているので、それぞれの意見も出し合ってよい街づくりに向け様々協議いただいたことを今年度の事業計画に反映していきたい。

(委員)

JR 東日本企画で、今年度、長井市の重要文化的景観エリア内のまち歩きコースを発信している。少し紹介いただきたい。

⇒ (観光文化交流課)

現在、JR 東日本が主催するウォーキングイベント「駅からハイキング」に長井の重要文化的景観を巡るコースを出している。これまでにまち歩きやワークショップなどを通して作成したルートをもとに作成し、スマホでルートを照会し、GPSで位置情報を確認しイベントに参画するようなもの。宮と小出を巡る2つのモデルコースがあり、後日市のホームページでもマップを掲載し、公開を予定している。

(会長)

重文景のコーディネーターを担っている委員もいるので、活動について紹介していただければ。

(工藤委員)

今年度も務めさせていただくこととなった。追加選定エリアの平野小学校の学年行事で普及啓発を進めてきた。昨年度は、小出エリアでWSをやったが、宮エリアもやって欲しいという声があったので、宮エリアで秋ごろに実施する予定である。

(委員)

エリアはどうするのか。ワークショップで構成要素のどれを入れたら良いのかを含めて検討する必要があるのではないかな。

(会長)

長井も線引きをして残そうとして町場を位置付けた。建物優先でやっているが、建設課管理の河川・道路も整備を進めて欲しいと思っている。

(委員)

理念は共有しているが、エリア内での運用を理解していない方も多いので、普及啓発を進めていく必要があるのではないだろうか。

(会長)

啓蒙活動を進めていければと思う。

(委員)

住んでいる人はあまり景観を意識していないで生活している。嫁いでみると、住んだら都で、落ち着く景観である。計画されて初めて知った。小さい子供は当たり前前に生活しているが、よそから来ると自然や水等の良さを意識できる。これからを担う子供達に伝えていく必要があると、素晴らしい事業を進めていると感心したところ。

(会長)

文化的景観は文化財の類型の一つ。その土地の自然や地形があり、その土地の生業があったからその土地ならではの景観を作り出している点である。

(委員)

「文化的景観」がどこで見られるか、一般の人は認識が低い。あちこちにマークなどをちりばめたり、関連看板にもシール等で良いので、QR等で詳細を見られるようにしてはどうだろうか。中央地区では運動会の開催を止めて、代わりにまち歩きイベントを実施し、初めてまち歩きに参加した方にとっては新たな発見があったようだ。長井の文化的景観を知ってもらい仕掛けが必要ではないか。

(委員)

追加選定の候補となっている平野全体も含めて、景観形成上うまくいっているものは、マップなどに表示する必要があるのではないか。考えよう、残そうといった機運が上がる。古いものと新しいものの混在であったり、どこが良い景観だと思うか、といったような地域の認識をどのように持っているのか、人口減少による管理運営の問題をマップ化し、話し合いが必要である。天童でうまくいった事例がある。

(会長)

各委員会は情報交換の場となっている。かわまちづくりの連携、若い世代の連携など、今年度の計画に反映させて頂ければ幸いである。

(委員)

まち歩きチームとして発言させていただく。今年度初めて重要文化的景観のモデルコースを作って頂いた。是非市民にも活用して欲しい。

(3) その他

(事務局)

令和7年度長井市公共事業景観形成連絡会議の開催予定について報告。

8 その他

なし

9 閉会

以上